

自治体法務の多元的統制：ガバナンスの構造転換を 目指し

田中，孝男

<https://hdl.handle.net/2324/1654975>

出版情報：九州大学，2015，博士（法学），論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）



氏 名 : 田中孝男

論 文 名 : 自治体法務の多元的統制—ガバナンスの構造転換を目指して

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

日本の自治体活動を、より適切に統制するためには、国の行政機関や裁判所による統制に加え、自治体組織当局自身と地域の住民自身による自己統制を強化することが必要である。本研究は、地方分権改革後の自治体における法務活動(=自治体法務)に関し、その統制主体の多元化と統制方法の多様化を包括的に把握し、その今後のあり方について考察するものである。

序章(問題提起や研究方法の提示等)に続き、3部構成の第1部では、自治立法(条例)の制定を検討対象とする。まず第1章では、条例の制定改廃に係る自治体の裁量(条例制定裁量)につき多元的な統制主体・統制手段の全体像を提示する。とくに裁判では判断過程統制の手法も活用されていることなどを示す。次の第2章では、政省令等で定める条例の基準(条例制定基準)を検討する。同基準は「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に分類されているが、実定法上従前から存する各基準を悉皆的に検討し、「従うべき基準」であっても実際の法的拘束力は強くないことを明らかにする。次の第3章では、条例の適法妥当性を支える一般的事実(条例制定事実)につき、議論の体系を整理し、判例における条例の違法性の判断では、国の法律との関係で、比例原則に適合し、又は準拠することがベースラインとなることなどを示す。次に、補論1として、韓国・釜山広域市における法務管理をインタビュー及び統計などから描き出す。日本では行っていない、腐敗影響評価、性別影響分析評価等が韓国の条例立案では必要となっていることなどを提示している。

第2部では、自治体での(狭義の)争訟事務を検討する。第4章では、新行政不服審査法(2014年)に係る自治体の実務上の課題とそのあり方を考察する。例えば、行政不服審査会等第三者機関を根拠法令の有無等から3種類に分け、各類型の組織に求められる法原則を抽出し、実務の水準向上に即した運用論を構築する。次の補論2では、台湾の訴願(とくに訴願審議委員会)の運用を、台北市、新北市(旧台北県)を中心に示す。委員会の審議で法律学者の外部委員が重要な役割を果たすことを、明らかにしている。次の第5章では、住民監査請求制度について既存の住民訴訟論が扱ってこなかった、監査委員による不当性審査に関して、判断過程統制の手法を導入する等の提案をする。次の補論3では、韓国の住民監査請求・住民訴訟制度を取り上げる。日本を参照した韓国の同制度には課題が多いが、これに類似・競合する監査制度も併存していることを示している。

第3部では、自治体での訴訟事務を検討する。第6章では、訴訟事務遂行組織体制につき指定代理人制度(職員を「法令上の訴訟代理人」として指定する制度)の廃止を含む抜本改革と、法務大臣権限法による国の自治体訴訟法務への関与制度の問題点と関与の廃止・縮減を改革論として提示する。第7章では、自治体の執行機関による訴訟事務に対して議会による統制を強化するために、執行機関による抗告訴訟提起を、要議決事項とすべく具体的な検討を行う。

終章において、各章の考察をまとめ、その上で、自治体法務統制論の体系を、基礎理論と各要素に分け、それぞれに行政法の原理・考え方を照射して検討するモデルとして提示する。